一　○金融庁、財務省、経済産業省
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件　一　39　六四

二　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件　一五　51　五七

三　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準　一五　51　七〇一

二　○金融庁、厚生労働省
労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件　一五　51　七〇七

二　○金融庁、農林水産省
農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項等の一部を改正する件　一　39　七〇

三　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件　一五　51　七〇

四　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準　一五　51　一〇一〇

一　○消費者庁
適格消費者団体を公示する件　七　三

三一　○復興庁
復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件の一部を改正する件　二九　特5　七一

七三　○総務省
総務大臣が告示する機能及び単位費用総額の算定方法を定める件　五　41　一二

七四　電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件の一部を改正する件　八　44　四三

七五　接続に関する技術的条件を定める件を廃止する件　八　44　四四

七六　周波数割当計画の一部を変更する件　一一　45　一四

七七　飛行場情報の通報を自動的に送信する無線局の運用に関する事項を定める件　一一　45　一五

七八　航空無線航行業務に使用する電波の型式及び周波数等を定める件　一一　45　一六

七九　GBASの無線局の無線設備の技術的条件を定める件　一一　45　二八

八〇　G一D又はG七D電波一〇八・〇二五MHz以上一一七・九七五MHz以下の周波数の電波を使用する航空無線航行業務の無線局の無線設備の不要発射の強度の許容値を定める件　一一　45　二九

八一　家計調査規則に基づく、調査票の様式を定める件の一部を改正する件　一三　47　一

八二　統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定の変更を同法第七条の規定に基づき公示する件　一四　48　四

八三　一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款の一部を改正する件　一五　49　二六三

八四　貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の一部を改正する件　一五　49　二六六

八五　地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく平成二十九年度の財政の経営健全化が完了した団体の報告の概要を公表する件　一五　49　二六八

八六　地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく平成二十九年度の財政健全化計画等の実施状況報告の概要を公表する件　一五　49　二七〇

八七　平成二十九年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要を公表する件　一五　49　二七七

八八　納付受託者の事務所の所在地の変更の件　一八　三

八九　登録証明機関の住所の変更に関する件　一八　三

九〇　登録認定機関の住所の変更に関する件　一八　四

九一　登録証明機関の住所及び技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地の変更に関する件　一八　四

九二　登録認定機関の住所及び技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地の変更に関する件　一八　四

九三　電気通信事業会計規則第十八条第一項の規定により電磁的方法による書類の提出方法を定める件を廃止する件　一九　53　二二

九四　地方税共同機構の定款並びに最初の事業年度の事業計画及び予算の認可に関する件　二二　二

九五　特定国外派遣組織を指定する件　二二　二

九六　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件　二二　57　三二

九七　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件　二二　57　三三

九八　競馬を行うことができる市町を指定する件　二六　三

九九　自転車競走を行うことができる市を指定する件　二六　三

一〇〇　モーターボート競走を行うことができる市町を指定する件　二六　四

一〇一　平成三十年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件　二六　59　八三

一〇二　平成二十九年総務省告示第三百三号の一部を訂正する件　二六　59　八四

一〇三　平成三十年総務省告示第三百三十二号の一部を訂正する件　二六　59　八五

一〇四　政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二六　59　九〇